

繰延資産（開発費）の活用法

繰延資産の範囲

中小企業の会計に関する指針では、繰延資産の範囲を下記のものとして定義しています。

創立費 開業費 開発費 株式交付費 社債発行費 新株予約権発行費

繰延資産の“自己査定”

融資審査の自己査定では、繰延資産そのものに換金性などがあるわけではありませんが、創立費や開業費・開発費は、支出時からの金額を法定償却年数で償却費を算出し、その償却費を控除した後の帳簿価額で対応しているのが一般的です。

“開発費”の計上による活用法

開発費の自己査定は、5年の償却期間で支出時からの償却費を、每期継続控除した後の帳簿価額で評価します。

そのため、損益計算書の利益計上金額との関係から開発費に該当する費用は、一旦開発費として貸借対照表に資産計上して、5年で償却することにより、その間の自己資本額を増加させることができ、格付けを有利にできます。

なお、中小企業の会計に関する指針では、開発費の範囲を下記の目的のために特別に支出した金額に定めています。

新技術または新経営組織の採用 資源の開発 市場の開拓

“開発費”の償却費の表示方法

開発費の償却費表示を中小企業の会計に関する指針では、営業収益との対応関係がある場合には販売費及び一般管理費に表示し、対応関係がない場合には営業外費用に表示し、一時償却額は特別損失に表示するように定めています。

通常、開発費に該当する費用でも、開発費に資産計上せず、直接販売費及び一般管理費に計上していることが一般的です。

これを、一旦開発費に計上し、決算にて損益計算書の開発費償却として一時償却することにより、この開発費償却を特別損失に計上することができ、経常利益も増加できます。

経営者が注意すること

一般的に、税理士や経理担当者は開発費の計上をまったく意識していないのが実情です。

その結果、格付けを有利にできる決算書の作成機会を失っていることになります。

顧問税理士から格付けアップの観点によるアドバイスがない場合は、経営者自身が格付けアップの知識を高め、経理担当者に格付けアップの対応ができるようにしなければなりません。